

滋賀県と原子力事業者の原子力安全協定条文案について

(関係諸法令の遵守)

第1条 乙は、発電所の増設及び保守運営に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講ずるものとする。

(計画の報告)

第2条 乙は、発電所の新增設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行うおうとするときは、事前に甲に報告するものとする。

2 第1項について、甲は、安全対策について意見があるときは、乙に対して意見を述べるができるものとする。

(輸送計画の事前連絡)

第3条 乙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に甲に連絡するものとする。

(平常時の連絡)

第4条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡するものとする。

- (1) 発電所の新增設に係る建設工事の進捗状況
- (2) 発電所の保守運営状況(試運転を含む。)
- (3) 環境放射能測定の調査報告

(異常時における連絡)

第5条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡するものとする。

- (1) 非常事態が発生したとき。
- (2) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- (4) 計画外に原子炉または発電を停止したとき、もしくは不測の事態により出力が変動したとき。
- (5) 発電所に故障が発生したとき
- (6) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 放射線業務従事者またはそれ以外の者の被ばくが法令に定める線量当量限度をこえたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても、特別の措置を行ったとき。

- (10)原子炉施設等において人の障害が発生したとき。
- (11)放射性物質の盗取または所在不明が発生したとき。
- (12)発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(現地確認)

- 第6条 甲は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙に対し報告を求め、又は甲の職員を発電所の現地確認をさせることができるものとする。
- 2 乙は前項の現地確認に協力するものとする。
 - 3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとする。
 - 4 甲、乙は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べるができるものとする。

(損害の補償)

- 第7条 乙は、発電所の保守運営に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償に当たるものとする。

(原子力防災対策)

- 第8条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施するものとする。
- 2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力するものとする。

(公衆への広報)

- 第9条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡するものとする。

(連絡の方法)

- 第10条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。
- (1)第2条、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
 - (2)第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。
 - (3)その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第11条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

○協定締結者(案)

原子力発電所が立地する地域との位置関係(隣接)を勘案。

| 甲 | 発電所等 | 乙 |
|-------------|----------|-------|
| 滋賀県、長浜市、高島市 | 敦賀発電所 | 日本原電 |
| 滋賀県、長浜市、高島市 | もんじゅ、ふげん | 原子力機構 |
| 滋賀県、高島市 | 美浜発電所 | 関西電力 |
| 滋賀県、高島市 | 大飯発電所 | 関西電力 |

○高浜発電所については、

滋賀県と関西電力との「確認書」により、「異常時における連絡」を定める。